

令和7年度 通所介護 指摘事項一覧

6事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	運営規程	事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)に虐待の防止のための措置に関する事項が定められていませんでした。必要な項目を適切に定めてください。	都条例第111号第102条第1項 都条例施行要領第三の六の3の(1)	1
2	勤務体制の確保	従業者に認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置が講じられていませんでした。全ての従業者(看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じてください。	都条例第111号第103条第3項 都条例施行要領第三の六の3の(2)③	1
3	計画の作成	通所介護計画の作成に関する業務のうち、以下について適切に行われていない事例がありました。管理者は通所介護計画の作成に係る一連の業務を適切に行ってください。 ●通所介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、通所介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的な内容及びその所要時間、日課(プログラム)等を明らかにすること。 ●居宅サービス計画に沿った通所介護計画を作成し、通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更すること。 ●通所介護計画に従った指定通所介護の実施状況及び目標の達成状況については、それぞれの利用者について記録を行い、管理者は当該通所介護計画の実施状況等の把握・評価を行い、必要に応じて当該通所介護計画の変更を行うこと。 ●通所介護計画の目標及び内容等について、利用者又は家族に説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うこと。	都条例第111号第107条第1項及び第4項 都条例施行要領第三の六の3の(5)②③⑤⑥	2
4	定員の遵守	利用定員を超えて指定通所介護の提供を行っている日がありました。災害その他のやむを得ない事情がある場合を除き、定員を遵守してください。	都条例第111号第108条	1
5	感染症及びまん延防止	感染症の予防及びまん延防止のための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施すること。	都条例第111号第109条第2項 都条例施行規則第141号第19条の2 都条例施行要領第三の六の3の(6)②	2
6	事故発生時の対応	区への報告が必要な事故について報告されていませんでした。区における事故報告の取扱要領を確認し、区への報告が必要な事故については、速やかに漏れのないよう報告してください。	都条例第111号第110条の3第1項 都条例施行要領第三の六の3の(9)	1

令和7年度 通所介護 指摘事項一覧

6事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
7	業務継続計画の策定等	業務継続計画に係る研修及び訓練がそれぞれ年1回以上行われていませんでした。業務継続計画に係る研修及び訓練をそれぞれ年1回以上実施してください。	都条例第111号第112条で準用する第11条の2第2項 都条例施行要領第三の六の3の(11)で準用する第三の一の3の(7)③④	1
8	秘密保持等	利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第111号第112条で準用する第34条第3項 都条例施行要領第三の六の3の(11)で準用する第三の一の3の(25)③	2
9	虐待の防止	虐待の発生及び再発を防止するための次の措置が適切に講じられていませんでした。これらの措置を適切に講じてください。 ●委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ●指針を整備すること。 ●研修を年1回以上実施すること。 ●虐待防止措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	都条例第111号第112条で準用する第39条の2 都条例施行規則第141号第20条で準用する第4条の3 都条例施行要領第三の六の3の(11)で準用する第三の一の3の(31)	1
10	給付費の算定 (高齢者虐待防止措置 未実施減算)	規定されている高齢者虐待防止措置が講じられていない場合に、当該措置が講じられていない事実が生じた月の翌月から、3月以降の改善が認められた月までの間、利用者全員について所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算しなければなりません。ついては、介護給付費の減算を行ってください。	厚告第19号別表6の注2 老企第36号第2の7(2)	1
11	給付費の算定 (中重度者ケア体制加算)	中重度者ケア体制加算の算定にあたり、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムの作成について、不足がある事例がありました。ついては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムを適切に作成してください。	厚告第19号別表6の注11 老企第36号第2の7(11)⑥	1
12	給付費の算定 (個別機能訓練加算)	個別機能訓練加算の算定に当たり、以下の要件について、不足がある事例がありました。適切に実施し、記録に残してください。 ●計画作成後、3月ごとに1回以上利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認を行い、利用者又はその家族に対して個別機能訓練の実施状況や効果等について説明し、記録すること。 ●個別機能訓練に関する記録(個別機能訓練の目標、目標を踏まえた訓練項目、訓練実施時間、個別機能訓練実施者等)を作成すること。	厚告第19号別表6注13 老企第36号第2の7(13)	2